

物資調達・輸送調整等支援システム開発業務に係る
調達仕様書(案)に対する意見招請結果

平成25年5月24日

内閣府

No.	頁番号	行番号	項目	意見	理由	回答
1	6	-	図3	図3に示されている物資調達フローにおいて、被災自治体からの要請を受けて配送を調整・開始した後に、自治体からの要請内容の修正やキャンセルを受け付けるフローが必要ではないでしょうか。被災自治体間での物資配分のみならず、過剰な物資到着により逆に処理の負荷がかかる事態を防ぐ観点でも、適正な物資供給が重要と考えます。	本システムが必要となるような大規模広域での災害発生を前提とした場合、通信の途絶等で情報が錯綜したり、道路崩壊等で容易に配送が完了しないことが考えられます。一度フル型で物資要請を行い配送が開始された状態で、たとえば非被災県やNGO団体等による物資供給が先に到着するなど要請を取り下げることが予想され、このような修正・取消し、フローが対応していることが求められると考えます。	主要なフローを記述しており、例外等の処理は、今後必要に応じて追加することを想定しています。
2	7	-	図4	図4に示されている物資調達フローにおいて、輸送を依頼した業者の配送結果を受けて、場合により当初に立てた物資関係省庁での調整内容を修正するフローが必要ではないでしょうか。	本システムが必要となるような大規模広域での災害発生を前提とした場合、管理者の被災と通信の途絶などで被害状況がすぐには把握できず、一度プッシュ型で配送を開始した段階で道路や橋脚の寸断、さらには配送拠点の崩壊などにより結果として予定した配送が完了しないことが考えられます。このような場合には、物流業者の代わりに自衛隊による空輸への切り替えなど、災害対策本部による配送の再調整が必要になると考えられます。	主要なフローを記述しており、例外等の処理は、今後必要に応じて追加することを想定しています。
3	21	5	3-1機能要件 (3) 物資調達機能 2) 物資要請管理機能 (A) 情報登録・管理機能	物資要請の発信元の標記が、被災地方公共団体と被災都道府県の2種類ありますが、本システムの発信元は被災都道府県（47都道府県）のみと考えられ、標記を統一するべきであると考えます。	定義が不明瞭なため（登録を支援するマスタデータ登録の作業量が都道府県単位と市町村単位では大きく異なるため）	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「被災都道府県」
4	25	4	3-1機能要件 (3) 物資調達機能 3) 物資供給管理機能 (A) 情報登録・管理機能	物資要請の発信元の標記が、被災地方公共団体と被災都道府県の2種類ありますが、本システムの発信元は被災都道府県（47都道府県）のみと考えられ、標記を統一するべきであると考えます。	定義が不明瞭なため（登録を支援するマスタデータ登録の作業量が都道府県単位と市町村単位では大きく異なるため）	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「被災都道府県」
5	29	4	3-1機能要件 (3) 物資調達機能 4) 輸送管理機能 (A) 情報登録・管理機能	物資要請の発信元の標記が、被災地方公共団体と被災都道府県の2種類ありますが、本システムの発信元は被災都道府県（47都道府県）のみと考えられ、標記を統一するべきであると考えます。	定義が不明瞭なため（登録を支援するマスタデータ登録の作業量が都道府県単位と市町村単位では大きく異なるため）	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「被災都道府県」
6	39	9	3-1機能要件 (5) 業務管理機能 (A) マスタデータ管理 a) マスタデータの管理	「また、マスタデータについては、東日本大震災における物資調整シートの内容を元に初期マスタデータを作成するものとする。」とありますが、初期マスタデータの作成は本調達の受注者が行うのか、貴庁にて行われるのかのいずれであるかが不明瞭であるため記載を明確化下さい。	構築体制や要員スキルセットを考慮する上で必要となる情報であるためです。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「受注者が初期マスタデータを作成するものとする。」
7	52	3	3-5外部インターフェース要件 (データ連携機能)	「他システム等が、下記機能により、共有フォルダを介してデータを取得する。」とありますが、共有フォルダへのアクセス経路上にあるネットワーク機器の設定変更、アクセス制御の確保については本調達においては考慮不要との理解で宜しいでしょうか。	セキュリティ上、誰でも共有フォルダまでアクセスできてしまうのは望ましくないため、共有フォルダのアクセス制御が必要だと思いますが、アクセス制御のオペレーションが本調達に含まれるのかが明確には判別できなかったためです。	ご指摘の内容は、52頁5行目に明記しています。ただし、セキュリティ配慮をより具体的に明示するため、FTPのセキュリティ強化版であるSFTPも使い分けできるよう仕様を追記します。
8	58	5	7-1全体構成	システムの設置場所に関して、以下の要件への変更を提案します。「システムの設置場所は、内閣府防災担当（霞ヶ関）および霞が関から半径200km以上離れた日本国内のデータセンターとする。」または、「システムの設置場所は、内閣府防災担当（霞ヶ関）および首都直下型の震災の影響を受けない供給電力管区の異なる遠隔地」等と記載を改めるべきと考えます。	本調達システムは災害時における稼働を想定していると考えしていますが、首都直下型の震災を想定した場合に、本システムの稼働環境が霞ヶ関に限定されていることは耐障害性の観点から好ましくないと考えるためです。	ご意見として承りましたが、現行仕様のとおりとします。
9	59	19	7-2ソフトウェア構成・ハードウェア構成	「中間成果物として平成25年2月までに納入」 納入年月の誤記と思われる	公示前の年月となっているため	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「平成25年9月30日までに納入」
10	60	5	7-2ソフトウェア構成・ハードウェア構成 (1) ソフトウェア（市販製品）・ハードウェアの仕様（案）	「なお、ソフトウェア（市販製品）・ハードウェア仕様（案）の提出後に不足する製品等が判明した場合は、乙の責任において用意する必要があることに留意すること。」については、本仕様（案）とこれを元に甲が作成する機器等仕様書とは別物であり、乙に責任を課することはできないものと考えます。よって、本記述は削除お願い致します。	「ソフトウェア（市販製品）・ハードウェア（案）」は、本調達を含めた全体システムとしての機能・性能を満足するよう乙より提案、作成するものではあるが、これはあくまで「案」として乙が作成等するものであり、別契約となる最終的な機器等仕様書は、この案を参考にその後調達省にて作成されるとの認識のため。	ご指摘を踏まえ、当該記述は削除します。
11	12、73	表16	2-5作業内容・納入物 (2) 納入成果物 11-1作業の体制および方法 (2) 設計・開発および運用スケジュール	納入成果物は「詳細設計書」となっていますが、スケジュールには「基本設計/詳細設計」となっており、「基本設計」工程が本開発業務に含まれるかどうか明確になっていないように見受けられます。本開発業務内での「基本設計」工程の作業要否を明示下さい。	システム要件と「基本設計/詳細設計」の作業量を正確に把握するために必要な情報となります。	基本設計工程は、本業務の作業に含まれます。 ご指摘を踏まえ、納入成果物について、以下のとおり修正します。 「②基本設計書・詳細設計書」
12	74	18	11-2開発環境 (2) 開発方法	「設計・開発及び運用の工程管理は、以下の要件を満たすプロジェクト管理者を配置し・・・」とありますが、「設計・開発及び運用の工程管理は、以下のいずれかの要件を満たすプロジェクト管理者を配置するとともに、構築体制にもう一方の要件を満たすメンバーを配置し・・・」と記載を変更することを提案します。	プロジェクトの成否はプロジェクト管理を担う者の個人性によってのみ決まるのではなく、プロジェクト全体としての資格実績や経験に左右されると考えます。 プロジェクト管理者にのみ手厚い要件を設定することは実効性に疑問があるとともに、提案体制にもう一方の要件を満たす可能性が高いと考えられるため、より有効な提案を得るためにプロジェクト全体の資格、実績を問う要件に改めるべきと考えます。	ご意見として承りましたが、現行仕様のとおりとします。
13	80	21	12-10対応Webブラウザ	対応Webブラウザに挙げられているFirefox ESR 10.0以上のFirefox ESR 10.0は2013/2/19でサポートを終了しており、現在はFirefox ESR 17がサポート中のFirefox ESRとなります。対応WebブラウザをFirefox ESR 17とすべきではないでしょうか。	サポートを終了している旧バージョンに対応することは保守やセキュリティの観点から好ましくないと考えるためです。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「Internet Explorer 7.0以上及びFirefox ESR 17.0 以上」